

議案第36号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部改正について  
次のとおり国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する  
ことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、  
本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する  
条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和38年三朝町条例第23  
号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- |             |           |          |
|-------------|-----------|----------|
| (1) 宿泊料     | 1泊（2食付）1人 | 8,000円以内 |
| (2) 各室使用料   | 1時間       | 5,000円以内 |
| (3) 家族浴室使用料 | 1回        | 700円     |
| (4) 休憩料     | 1人1日      | 2,000円以内 |
| (5) 入湯料     | 1人        | 250円以内   |
| (6) 備品使用料   | 1回        | 3,000円以内 |
| (7) 飲食物持込料  |           | 1,500円以内 |

附 則

この条例は、国民宿舎三朝温泉会館規則で定める日（以下「施行日」という。

) から施行する。ただし、施行日の前日の宿泊者については、なお従前の例による。